

**寒川町地域自立支援協議会提言書
(案)**

平成 31 年 3 月

はじめに

寒川町地域自立支援協議会は、障がい者等への相談支援を中心とした関係機関等の連携強化をはじめとし、町の障害福祉施策や計画の検討、評価及び提案することなどを目的に設置され、平成30年度は7月から3月までに5回にわたり協議を行い、相談支援体制の充実、障がい者差別解消法に基づく啓発活動及び地域生活支援拠点の整備を中心に協議を行ってまいりました。

相談支援体制の充実としては、地域や教育機関へ実施したアンケート調査において、障がいに関する相談先として相談支援事業所の占める割合が低かったことから、相談支援事業所の周知徹底と地域との連携強化を目的に、自治会長連絡会や民生委員、教育機関との懇談会を実施しました。

障害者差別解消法に基づく啓発活動としては、例年行っているにっこりマーケットのほか、新規の取り組みとして、回覧板による周知や寒川総合図書館の協力のもと実施した企画展示や広報さむかわにおいて特集記事の掲載などを行いました。

地域生活支援拠点の整備については、国が示す5項目から1つ以上を平成32年度までに実施することとされていることから、町の現状において、不足している点や、強化すべき点などを洗い出し、分析したうえで、方向性などについて協議を重ねてまいりました。

この度、町において、今後特に取り組みが必要となる事項を重点課題とし、障がいのある人にとって、寒川町が住みやすい町となることを願い、提言書として取りまとめましたので、一層の取り組みを行うようお願いいたします。

平成31年3月 日

寒川町地域自立支援協議会

会長 内山 泰祐

提言

I 地域生活支援拠点について

① 相談支援体制の強化について

町における障がいのある人相談支援体制は、平成29年度に相談支援事業所を1か所増設し、2か所の設置としたことで、より身近な地域で相談支援が受けられるよう体制強化をはかってまいりました。

しかしながら、現在の町の相談の現状は、当事者だけではなく、家族の高齢化などの複合化した問題を抱えていることが多く、様々な相談に総合的に対応することが必要です。

そのため、相談支援事業所へのスーパーバイズや困難事例への対応、地域の福祉人材の育成が必要不可欠となっており、専門性の高い人材の確保と長期間の配置を行い、障がいに特化した質の高い相談機能としての基幹型相談支援センターの設置をお願いします。

基幹型相談支援センターの設置にあたっては、地域相談支援や各事業所への基幹支援、虐待防止、権利擁護など1事業所では担いきれない事業となるため、協議会と連携し活動する事業所と位置付ける必要があると考えます。

② 緊急時の受け入れ・対応について

国の指針では、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能を構築することとされています。

町の現状としては、町内の社会資源はなく、近隣の施設は、ショートステイが込み合っていて、緊急利用することは難しく、また、土日は相談支援事業所が閉所していて、調整スタッフがいない状況です。

緊急時の短期入所については、平成30年度から、市町村が地域生活支援拠点と認定した施設にあっては、定員を超えた受け入れを可とする制度となっていることから、近隣市の入所施設等と地域生活支援拠点の協定を結ぶなどの働きかけをお願いします。

また、緊急対応の可能性のある世帯等への支援は、事前に必要な支援についてコーディネートすることにより、福祉事業所や医療機関との事前の連携を図る等の、緊急時を想定したコーディネート機能を基幹型相談支援センターが担う方法等が有効的と考えます。

③ 体験の機会・場について

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えることを目的に、地域移行を進めていくため、体験の機会を通じて、施設や親元から共同生活援助等の利用（以下、「グループホーム」という。）又は一人暮らしなどへの移行をしやすいするための支援体制を構築することとされています。

そのため、これまで福祉サービスに繋がっていない障害者等の把握を進めるとともに、体験の場を提供するグループホームや事業所等の確保をお願いします。

④ 地域の体制づくり

日ごろから、障がいのあるなしにかかわらず、一住民として地域の防災等の活動に参加することが大切ですが、障がいのある人や家族が安心して地域の活動に参加するためには、地域の関係者の障がいに対する理解の促進と、障がい特性に応じた情報提供や支援体制の構築が必要と考えます。

そのためには、当事者やその家族が積極的に地域の活動に参加していくことにより、顔の見える関係づくりをすすめ、障がいのある人やその家族がどのような支援を必要としているのか自ら情報発信していくことが必要不可欠と考えます。

まず、その第1歩として、町が主催する会議や委員会等へ、本協議会の委員が参画することで、障がいへの理解促進につながると考えますので、各関係機関への働きかけをお願いいたします。

II その他について

障がい児支援のための提供体制の整備

国の指針では、児童発達支援センターを地域の実情を踏まえて圏域もしくは町に少なくとも1か所以上設置することとされています。

町の現状では、近隣の民間の児童発達支援センターを利用いただいているところですが、事業所も込み合っていることから、児童発達支援センターや保育所等訪問支援を希望どおりに利用できる状況にありません。

障がい児等の早期支援は、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための基盤作りにおいて極めて重要なものであり、特に乳幼児期からの療育指導はその後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の

基盤になるものと考えます。

適切な療育を進められる環境整備は、緊急的な課題であるため、町単独設置の検討を進めるとともに、圏域や市町村の連携による利用をいち早く可能にするなどの対策をお願いします。

おわりに

これまでの協議会の活動を振り返ると委員個々の熱い思いによって支えられてきた面も非常に多かったかと思えます。今後は、協議会の活動からより多くの結果につなげていくためにも、寒川町との連携、協力体制の強化が不可欠と考えております。

この提言を一つの機会として、障がいのある人の地域生活における課題の把握と、地域自立支援協議会の活動の理解につなげてほしいと願うとともに、この提言書が、今後の寒川町の障がい者施策を考える上での重要な位置づけになることを期待し、提言とさせていただきます。

委員名簿

選出区分	役職	氏 名	所 属
当事者・家族		大西 洋子	寒川町肢体不自由児者父母の会
		長谷川 尚子	寒川町聴覚障害者協会
		山根 信子	寒川町手をつなぐ育成会
		長田 澄代	寒川町視覚障害者福祉協会
		池田 征夫	特定非営利活動法人 ともだち
		小川原 寿恵	茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会 (茅ヶ崎・寒川やまびこ会)
障害福祉関係 団体職員		牧野 賢一	茅ヶ崎・寒川ホーム連絡会 (特定非営利活動法人 UCHI)
		牧野 祐子	寒川町障害者事業所連絡会 (地域活動支援センター F)
	会長	内山 泰祐	寒川町障害者事業所連絡会 (自立支援事業所かっぱどっくり)
	副会長	稲葉 康宏	社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会
地域		金子 巖	寒川町自治会長連絡協議会
		石川 三千代	寒川町民生委員児童委員協議会
医療機関		中野 久美子	医療法人社団朋友会 けやきの森病院
行政関係		高橋 陽子	神奈川県中央児童相談所 子ども相談課
		井上 郁子	茅ヶ崎市保健所保健予防課
オブザーバー		田中 秀巳	神奈川県湘南東部障害保健福祉圏域 地域生活ナビゲーションセンター
		安田 のり子	生活相談室 すまいる
		佐藤 敏彦	寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと